

經濟論叢

第七十五卷 第四號

經濟學をいかに學ぶか

- 現代の經濟學と古典……………青山秀夫……(2)
- 經濟學の歴史的研究の意義……………出口勇藏……(9)
- 經濟法則の認識について……………吉村達次……(25)
- 會計學的觀點と會計學的思考……………酒井文雄……(35)
- 一八三〇年イギリス下院の階級構成……………佐藤明……(55)
- ドイツ帝國主義と「結集政策」……………大野英二……(74)
- ドイツ共和民主國における經濟發展……………金鍾碩……(93)
- 公有林野統一に現れた絶對主義的經濟政策の特質
……………鶴嶋雪嶺……(114)
- ロック・ウッド著 日本經濟の發展(1868—1938)
……………堀江保藏……(130)

[昭和三十年四月]

京都大學經濟學會

一八三〇年イギリス下院の階級構成

佐藤明

議會改革運動史の視角からいつて、一八三〇年という年は重要な意味をもつてゐる。もつともそれは改革の實現をみた一八三二年のように歴史上の劃期的な年としてではなしに、これに直接先行する準備期の開始點としてである。すなわち、政治的にいへば、この年の六月にジョージ四世の死去によつてウィリアム四世が即位し、このために七月に總選舉が行われたが、この選舉は多數の改革賛成者を下院に送ることになつた。九月にウェリントン反動内閣を崩壊させてこのうゑにグレイ改革内閣を成立せしめた力もじつはこの下院の勢力であつたし、翌三一年三月にジョン・ラッセル〔John Russell〕の改革法案を上提し、これを第二讀會で一票の差ながらも〇三〇二票對三〇一票通過せしめたのもこれまたほかならぬこの下院であつた。しかしながら、この下院はいまだ改革のための決定的な勢力となるには至らなかつた。この下院はラッセル案を通過させることに成功したにかかわらず四月の議會で提出された反動主義者ギヤスコイン大將〔General Gascoyne〕の修正動議の裁決には八票差〇二九九票對二九一票で敗北したためである。ここで議會は解散され、改革法案の成立という歴史的役割は六月の新下院にもちこ

されることになつた。一八三〇年の下院はこのように力において不足した下院ではあつたが、これを前下院と比較するにあいにはその成長ふりがはつきりと認められる。なぜなら一八三〇年の下院が一票の差で通過せしめたラッセル案は細部の諸點を除けば三二年の法案へ提出者は同じラッセルと原則を同じくするものであつたに反して、一八三〇年二月に前下院が一八八票對一四〇票で否決したラッセル案はバーミンガム、リーズ、マンチェスターの三都市のみを解放するという極めてなまぬるいものであつたからである。この意味で、一八三〇年七月の總選舉は「イングリランドにおける舊トーリー支配の致命的打撃であつた」。

ところで、このように著しい力關係の變化を票數に具現せしめた原因は何であつただろうか。それが議會外の、つまり改革のための社會運動の壓力であつたといふことはもちろんいふまでもないことである。いままでの研究がいづれもこの社會運動に力點を置いてゐることはまことに當然のことであつて、この方法は今後も續けらるべき基本的に正しいアプローチの仕方であることを否定する人はないであらう。わたくしはここで本稿の問題を提起するまえに、その糸口としていままでの研究からまなびえた改革への諸階級の對應過程を要約してみたいと思ふ。

總じて、議會改革の運動には二つの主流が存在する。一つはレッセ・フェールを背骨とする諸要求のために地主階級と正面から衝突し、勝利のための手段として自分達の代表を議會におくりこみうるように選舉法を改革することを必須とするブルジョアの立場であり、他の一つはしいたげられた状態を打破する手段として社會の最下層までが政權に参加しようとする徹底した改革へ普遍・毎年議會・無記名投票を要求するプロレタリア的立場である。

前者はT・アトワード〈Thomas Atwood〉・J・サエチワード〈Josiah Wedgewood〉・M・ボウルトン〈Matthew Boulton〉等のとき典型的産業資本家層を主導者とする各地のポリティカル・ユニオンに集中的に表現され、後

者はW・ロベット〈William Cobbett〉、H・ハント〈Henry Hunt〉、D・オコネル〈Daniel O'Connell〉等
を主導者とする人民急進派〈Popular Radicals〉に代表される。産業資本確立による工場制機械生産の絶對的優位
によつて自由放任を主張し、當面救物法撤回と通貨改革とを前面におしだしつつ諸種のブルジョアの國家政策の實
現を願望することがブルジョアの改革派の經濟的背骨である。これに對して、パンを中軸とする收支の極度のアン
バランスによつて三〇年後半に續發したケントにはじまるイングランド南部諸州の農民蜂起と、一八三〇年のR・
オオストラー〈Richard Oastler〉書簡、「ヨオクシヤアの奴隸制」〈Yorkshire Slavery〉に暴露され、のちに調
査委員會によつてその普遍性を實證された工業プロレタリアートのおどろくべき低賃金と労働日の延長という慘狀
のうえにたち上つた労働者階級の全國的組織〈N. A. F. L.〉とに代表的に表現された大衆の經濟的不満が人民
急進派的改革派の經濟的背骨であつた。だから、舊式選舉法によつて壓倒的に支配の座にあつた地主階級の政府は
當面この二様の敵を腹背にうけることとなつた。

この兩反對陣營はこの時點では同盟階級であるとするのが從來の通説であつたが、最近の研究はこの同盟が極め
て薄弱であつたことを正しく指摘した。なぜなら、同盟のプロボイスはプロレタリアートの必順の條件〈普選・毎年
議會・無記名投票〉の完全な黙殺のうえてブルジョアジの側からなされたものであつたからである。工業プロレ
タリアートの改革の目的は當面工場法の獲得によつて資本家の搾取から自己を防衛することであり、さらに前進し
た一部のあいだではこの急迫した情勢のもとで革命、すなわち「得ることはあつても失うことのない革命」への意
志をさへ示していたからである。この兩陣營の基本的な不一致にもとづいて、地主階級は二つのグループにわかれ
て二様の對應の仕方をしめするのである。一つは、M・サドラー〈Michael Sadler〉やR・オオストラーに代表され

る保守的地主階級——トリー的態度である。他の一つは、グレイ卿△Lord Grey▽やジョン・ラッセル△John Russell▽に代表される進歩的地主階級——ホイグ的態度である。前者は當面の最もおそるべき敵を産業資本家階級におき、むしろ工場法に賛成し、また資本家の搾取をばくろすることによつて労働者階級と同盟し、彼等の意欲を改革と革命からはづし、彼等の力を利用することによつて資本家階級の改革運動を打倒することを目的とする。ヨークシャーの惨状をばくろした前記のオオストラ―書簡や彼の十時間労働法運動、あるいはワサドラーの工場法運動はこのような目的を露骨にしめすものである。後者は産業資本家階級の擡頭の必然性をみとめ、むしろ労働者階級の革命勢力に最大の危機をみた。したがつて、一八三〇年のバリヤベルギーの革命にかんがみて、産業資本家階級に政權の分前を與えてこれと同盟し、労働者階級の改革運動を打倒し、これによつて舊社會の秩序を維持することを目的とした。このかぎり、彼等は改革賛成派であるが、彼等からすればこれはやむをえない讓歩であり、この讓歩を如何にして最少限にとどめるかが問題であつた。したがつて、ホイグ黨の政策は外見上は産業資本家階級の代辨であるかにみえるけれども、じつは開明的な地主階級の政黨であつて、新興階級との妥協政黨であつた。だから、兩改革陣營の運動が激しくなつて社會情勢が緊迫し、二者撰一の窮地においこまれると保守派のなから進歩派の轉向者が續出し、改革派は下院にその勢力を増加するのである。一八三一年三月の採決はまことにこの表現であつた。

以上の素描によつて、わたくしたちは一八三〇年の下院がプロレタリアートの壓力をめぐつて保守的地主派を主體とする改革反対派と進歩的地主派を主體とする改革賛成派にわかれていたことを理解することができると思う。一八三二年の改革は結局は保守的地主階級にとつても、また労働者階級にとつても敗北となり、「産業資本家階級の勝利」となつたが、それは極めて複雑な力關係の結果であつた。

ところで、問題はこれで解決したわけではない。というのは、いつたい商業階級と金融階級がこの運動のながてどのような態度を示したかという問題が残されているからである。産業資本確立期の階級構造を分析するばあいには産業資本と商業、金融業との關係を究明することは今後の重要な課題であるとおもわれる。そこで、この課題に接近するための一つのてがかりとして、議會改革運動における彼等の態度をあきらかにすることは無意味ではないであらう。また議會改革運動史の研究をすすめるためにも必要なことであるとおもう。

ところが、改革運動における商業、金融業の位置づけについてはすでに一つの見解がある。わたくしはこれをアスピナル教授(Arthur Aspinall)が「Three Early Nineteenth Century Diaries, 1952」に附したながい序文からの引用によつて示めそう。教授はつぎのようにいわれる。

「最後の未改革下院は三三人の銀行家、東インド階級を代表する六二人の議員、西インド階級を代表する三四人の議員および一般商業を代表する五一人の議員——階級が重複していることを若干承認せねばならないが——を含んでいた。だから、一八世紀はじめ以來沈黙の革命が進行し、下院の性格を移行させ、これによつて、未改革議會においてさえも商業、製造業、銀行家、東インド、西インドの諸階級はじつに充分ではないとしても強固な選舉を確保してきたのである。そして、これらの強力な少數階級は一八二〇年以來この國の商業・財政政策における大變化に質的に貢獻してきた。」と。

教授はあきらかに商業、製造業、銀行業、東インド、西インド階級を改革賛成階級として一括されるのである。ところが、もしもこの見解が正しいとするならば、一九世紀はじめに、東インド貿易の自由をうるために産業資本家と獨占に参加できぬ商人層が同盟して東インド會社の獨占と鬭争したというような歴史上の事實はいつたいどの

ように理解すべきであるのか。あるいはまた、一八世紀から一九世紀初頭にかけての銀行業の性格が教授の見解にしたがつて正しく把握されるものであるのか。わたくしは極めてうたがわしいとおもう。

そこでこの疑問をとくための当面のてがかりとして、一八三〇年の下院の階級を改革の賛否をめぐつてあきらかにし、商業・金融業者の改革における位置づけをさだめることが本稿の目的である。わたくしはこのための資料として W・カアペンター〈William Carpenter〉の "The People's Book, 1831" を使用する。この書物は人民急進派の一人であつた彼が一八三一年四月の議會解散により来るべき總選挙のための資料として一八三〇年議會の議員を ABC 順に列挙し、議員の職業、親せき關係、改革への態度、當選區の事情について詳細な記述をした四二七頁に達する選挙ハンドブックである。この書物——以下資料とよぶ——を使うことによつてわたくしたちは下院の階級構成をこのようにつかみとるであらうか。

- ① たとえば、アスピナル教授はいう。「一八三〇年、すなわち大陸における革命の年はイングラランドにおいては王の交替と政府の交替とをのみ、さらに議會改革の闘争——まさしくこの島國におもつてもまた革命の結末になつたかもしるがまじつた闘争の開始をみた」。(Arthur Aspinall; Three Early Nineteenth Century Diaries, 1952, Introduction, p. xiv.)
- ② Political History of England Vol. xi, 1906. <G. C. Boddick and I. K. Fotheringham > p. 274.
- ③ たとえば、G・D・H・コール、イギリス労働運動史 I
- ④ 〔林、河上、壽治共譯〕二一四頁をみよ。
Asa Briggs: The Background of the Parliamentary Reform Movement in Three English Cities (1830-2), in Cambridge Historical Journal, Vol. x No. 3, 1952, pp. 298-317.
- ⑤ Asa Briggs, *ibid.*, p. 303.
- ⑥ 「しどしながら、吾々は、一八四七年に決定された法案は、労働者によつてはなく、その一時的同盟者たる反動的社會階級によつて決定されたものであり、そしてそのあとに資本と労働の關係を根底から改革せんきまつた方策はただの一つもとられなかつたから、これは時宜に

適さぬ、維持しがたい、反動的でさえある方策である、と主張する」とエンゲルスはその「十時間労働問題」のなかで指摘する。△マル・エン選集、第六卷上、四五頁▽
わたくしたちのあつかう時期におけるオオストラーのこの運動も、またワサドラーの運動もこうした歴史的性格をもつものである。

⑦ 「一八三一年に彼ら△ホイグ黨▽引用者▽は改革の政治的側面をひろげたが、それは中間階級をまつたく不満なままにしておかないためにちよらど必要な程度であつた」△マルクス「イギリスの選舉——トリー黨とホイ

ッグ黨」マル・エン選集第六卷上、八六頁▽
マルクスはホイグ黨の本質についてつぎのようにいふ。

⑧ 「ホイグ黨は、トリー黨とおなじように、イギリスの大土地所有の一部分をなしている。イギリスのもつともふるい、もつとも富んだ、またもつとも高價な土地所有者がホイグ黨の眞の核心でもある。それでは彼らをトリー黨から區別するものは何であるか？ ホイグ黨はブルジョアジー、すなわち、商工業的中间階級の貴族的代表者である。」と。△マルクス、前掲書八五頁▽
⑨ A. Aspinall, *ibid.* p. xiv.

二

この仕事のための基礎として、附表 I から IX までを作製した。この九つの附表にある「態度」の欄に「反」、「賛」とかかれてゐるのは一八三一年三月下院の第二讀會でラッセル案の裁決を行つた際の反対票と賛成票を示している。これは資料の四一一—四二四頁にリスト△Division on the Second Reading of the Reform Bill▽があり、これによつた。ただし、附表 I にみられるように資料のリストによると總投票數六〇八票となり、正しい票數たる三〇三票からみて五票の誤差があるがいまのところこれを矯正する資料をもたないのでやむをえず資料のままにすることとした。さて、下院の全體的なみとおしをうるために作製したのが附表 I である。これは議員の職業別構成であつて資料の記述にしたがつて職業不明者を除き職業を九種目に分類した。このうち、職業不明者一五一人とさらに職業と選

擧區の不明者一人とを除く四五六人についてみると、地主關係一八三人、軍人一〇〇人、官吏四一人、辯護士四〇人、東インド關係三三人、西インド關係一九人、商業一四人、銀行業一六人、製造業一〇人である。このうち地主關係は全議員の四〇%強をしめ下院における最有力勢力で反対一〇二人、賛成八一人となつてゐる。これについて多いのは軍人であるが、この詳細を示すのが附表Ⅱである。軍人のうち當選事情の判明してゐるのは七二人あるが、判明しない残り二八人のうち反對者と賛成者はほぼ同數であるから、判明者七二人についてみると地主關係が五九人で壓倒的多數をしめ、しかも、反對者がこのうち四三人であるから、職業としての軍人は階級としては地主に屬し、保守的地主階級ウェリントン派の支柱であるといふことができる。つぎに、附表Ⅲの官吏のばあいをみると地主關係者は二人で、ここでも壓倒的多數をしめしてゐる、がこのうち賛成者が一三人で多數である。これは政權がグレイ内閣にあることを考えるとむしろ進歩的地主階級グレイ派に屬するといえよう。つぎに、附表Ⅳによつて辯護士をみよう。全體として辯護士は改革賛成勢力であり、とくに民主勢力の推薦者のなかにはD・オコンネルのような人民急進派をも含んでゐる。しかし、財力によつて當選したものと地主の指名者とはほぼ同數で兩者ともに賛成者が壓倒的である。財力で當選した賛成派の議員のなかにはたとえバスターフォード選出のJ・キヤムベル△¹⁾、Campbell▽のようにインド、中國を自由貿易のために解放するよう努力すると約束したものもあるが、地主關係の議員たちは總じてグレイ派が多かつたと考えられる。したがつて、軍人、官吏、辯護士のうちの地主關係者合計九〇人を附表Ⅰの地主關係者一八三人に加えると二七三人となり、反對派一五六人、賛成派一一七人という構成がえられる。だから階級的にいつて、六〇%に近い地主階級が下院をしめ、そのうち五七%が保守的地主階級ウェリントン派、約五三%が進歩的地主階級グレイ派ということになる。

そこで、地主に對抗する改革勢力といわれる産業資本家階級をみよう。附表IVにみられるように議員は一〇人であり、うち八人が賛成者である。反対者のA・H・ホウルズウォースは銀行業兼營の製紙業者であるが彼は同時にこの選挙区の直接支配権をもつパトロンであるという點で地主的色彩をもつものと考えられる。いま一人の反対者たる紡績業者T・ホウルズウォースは地主レダの指名者で彼の代辨者である。また賛成者のうちでもW・ラッセルは地主であるから、以上の三人はむしろ地主階級の性格をもつものと考えられる。とすると、残りの七人はいずれも純粹の産業資本家で民主勢力の支持または財力によつて獨立に當選した人々である。このうちW・H・ウイトブレトは著名なブルジョアの改革者である。ただ、H・ハントは周知のように著名な人民急進主義者であるが、資料の示すようにこの選挙においてはホロックス以下のランカンシャアの纖維資本の支持により彼等の地主階級に對する勝利のしるしとして當選したものであつた。そして、彼が人民急進主義者としての主張を徹底したために一八三三年の議會においては彼等の方で議席から追われたという事情がこれを示している。

このように改革をめぐる兩極の階級をみさだめたうえて、問題の商業・金融資本家階級の位置をみることにしよう。商業資本のうちでまづ東西兩インド關係者を一般商人とせりはなして附表VIとVIIをみよう。東インド關係のばあい、總數三三人のうち賛成八人、反對二五人と反對派が壓倒的であり、西インド關係も同様に總數一九人のうち賛成六人、反對一三人と反對者が大多數である。このうち地主關係者は東インド關係者に一五人あり、うち一三人が反對者であり、このほかにウェリントンによつて指名されたものが二人ある。西インド關係のばあい、地主關係者は八人で全部が反對者である。このことは東西兩インド商人と地主階級との密接な系譜的・近親性を示しているようにおもわれる。しかも、彼等がブルジョアの改革案をさへ拒否するということは彼等とブルジョアジートの利害

關係の相反をも示すものである。わたくしたちはまづ東西兩インド關係の改革に對する態度を調べただけでもアスピナル教授の見解に關する前述の疑問がけつして幻想でなかつたことをみるであらう。

ところで、東西インド關係を含まない一般商人についてはどうであらうか。兼職者として附表Iの分類では商人の項から除外した二人を含めると附表VIIIのように總數一六人のうち反對四人、贊成一二人である。まづ反對者のうちS・スコットは附表Iでは地主の項に分類したように主として地主であり、穀物仲買は兼業のようで、しかも選舉區の指名者である。C・B・ウォールは純粹の商人であるらしいが、改革は尊敬されるべき市長や助役のもつ排他的特権をおびやかす危険なものであるという理由でこれに反對しているところから推測すれば舊式のギルド的な機構の枠内で存続する商人であるようにおもわれる。J・ピアズも個人的支配の強い封鎖的なコーポレーションによつて選ばれているから、彼もギルド的色彩の強い商人であつたといえよう。H・マンティスについては不明である。つぎに、贊成者のうち、J・モリソン、P・J・マイルドメイ、J・ウエイランド、D、カラヤンおよびE・ストラットは地主的色彩が強く、B・L・レスターは封鎖的な地主支配の強いコーポレーションの選出者である。これに對して、G・シヨンズウォースは財力による獨立議員であり、ウエイサムとワードとはロンドン選出議員である。ロンドンには自由商人の勢力が強いからおそらく彼等は特權商人層と對抗する自由商人層の代表であるとおもわれる。ウォーバアトンは商業の發達した市場町のコーポレーションの指名者であり、T・グラドストーンは地主支配に對抗した自由民たる漁業者が味方として推薦した自由派である。この調査の結果からいつて、商人層は地主的支配に屬し地方の排他的商業機關に屬すものと、それらから獨立の自由なものに分類することができよう。だから、東西兩インド商人をも含めて下院の商人層は獨占的な外國貿易商人および地主と絡み合いつつ地

方の獨占權に寄生する商人からなるいわば「前期的」な層と、これらから獨立の自由ないわば「近代的」な層とに分れていたということができないだろうか。

ところで、商人層のなかでもつとも反動的な東西兩インド商人層は産業資本の發展のなかにどんな状態にあつたであろうか。いわばみぎの結果をうらすけるために一般的な事情を簡單にかえりみておくことにしたい。

東インドを中軸とする東洋貿易に關しては少くとも一八一三年までは東インド會社の完全な獨占下にあつた。しかるに一八一三年以後この獨占は動搖しはじめる。それはロンドン、リバプール、ブリストルの商人たちや木綿工業者たちの攻撃によつて中國貿易を除き「インド貿易は若干の條件を附して私人の競争に解放されること」となつたからである。そして、これを旋回點としてインドはイギリスへの輸出國から逆に輸入國となり、かつてイギリス毛織物業者に恐怖を與えた木綿織物をさえもイギリスから輸入するに至つた。この過程は一八三三年に決定的となり、ここに東インド會社の獨占は完全に打倒されインドはイギリス人一般に解放され、かくて「商業恐怖がおこるたびごとに東インド貿易は木綿工業家にとつてますます重要な意義をおび、東インド大陸は眞に彼等の最良の販賣市場とな」り、「木綿工業がイギリスの全社會機構にとつて決定的な意義をおびるにつれて、それとおなじ程度に東インドはイギリスの木綿工業にとつて死活的な意義をおびるようになった」。このように、東インド市場は一九世紀初頭に東インド會社の獨占から木綿資本、さらにイギリス産業資本全體の手に移つていつたのである。當時東インド會社にとつて利潤の最大源泉であつた中國市場の獨占が一八三三年最初の改革議會の手によつて解放されたということは極めて興味ふかいことである。そして、このための鬭争は木綿資本を主體とする産業資本およびこれと結合する商業資本の手によつて進められたのであつた。

西インド貿易は主として砂糖の獨占貿易を内容とし、この擔い手は現地の栽培者と商人である。彼等はこの獨占的商業を遂行するために本國に西インド關係の利益を代表する組織をもつていた。グラスゴウ、リバプール、ブリストルにあつた「西インド協會」〈West India Association〉とロンドンに「西インド商人協會」〈Society of West India Merchants〉「西インド栽培者・商人集會所」〈Meeting of West India Planters and Merchants〉がこれであつて、この組織を通して彼等は議員をおくり、國家政策に強力な干渉を行つていたのであつた。ホースフォールによれば「議員の多くは自身が商人で、これらの組織の一つに屬してゐた」。彼等はこの獨占貿易によつて繁榮し、やがては富の力で地主化し貴族に上昇した。リバプールの有名な西インド商人であつた父の富を土臺として上昇した、のちの宰相ジョン・グラドストーン〈John Gladstone〉はこの典型であらう。しかしながら、この繁榮せる西インド商人も一九世紀の初頭には自由貿易運動の嵐のなかで没落してゆく。「解放のやつてきた三〇年代には西インド諸島はすでに重要でなくなりつゝあつた。それ自體の没落と南半球における植民地の勃興と帝國の領域外の諸地域との貿易の發展が西インド諸島の位置に著しく影響した。アメリカという競争相手が大陸封鎖によつて阻止され、ヨーロッパの競争者たちが彼等自身の大陸にとちこめられていたあの大戰の末期は西インド商人たちが彼等を富ませ有名にした獨占を行使した最後の時期であつた。これ以後一〇年のあいたのヘスキントン〈William Huskisson〉の諸改革と互惠貿易諸條約がヨーロッパとカリビア海の間の運送業に外國人たちをひき入れた。まもなく、「西インド商人のように富む」〈Rich as a West Indian〉という表現は流行おくれとなり陳腐となつた。爾后はふたたび西インド商人の富が大ブリテンの生活のなかで重要な役割を演ずることはなかつた」。産業資本家層と新しい商人層の主導するレット・フェール運動のなかに東西南インド商人層の没落する事情はみぎのようであるが、

議會改革をめぐつて一八三〇年下院における商人層の示す態度はこれと無關係ではないであらう。

さいごに銀行業者についてみよう。附表Ⅸの示すように兼職者を含めて總數二十七人のうち、賛成一五人、反対二人である。反対者のうち東西兩インド商人を兼職するものか六人、製造業を兼職するものが一人、地主が二人で純粹の銀行家が三人である。このうちA・H・ホウルズウォースは製造業者の分析のところでのべたように地主的性格をもつている。純粹の銀行家のうちM・アトワードについては彼がこの町のポリティカル・ユニオンの議長であり、また資料の本文においても有能な改革者とかかれているところから考へて理解に苦しむ。また、R・H・デビスは財力によつてプリストルから選出されたという事情によつて分析上極めて重要であるが詳細な點を示す資料を缺くので残念である。他の一人については判明しない。しかしながら、これをもつてしても總じて反対者には東西兩インド商人層や地主層との重複者が多いことがみとめられるであらう。これに反して賛成者のうち東西兩商人を兼ねるもの二人、商人を兼ねるもの一人、製造業をかねるもの二人で純粹の銀行家が一〇人である。一〇人の純粹の銀行家のうち三人は地主關係をもち、二人は財力によるものであるが五人は地主勢力に對抗し民主勢力の支持によつて當選している。これに一人の商人と二人の製造業者を加えると八人となり、さらに財力による二人を追加すると一〇人となる。だから、少くとも八一〇人は地主や獨占商人層とは獨立な改革賛成の立場にある。したがつて、改革をめぐる銀行家層の態度は二つの極に分けることができるとおもう。一つは地主層や獨占商人層と結合して産業資本に反対する層であり、他は彼等からは獨立し、彼等に對抗して改革を支持し、むしろ産業資本家層と共生關係を結びつつあると推定されうる層である。一般的にいつて、産業革命期のはじめには銀行資本の産業資本に對する態度はなほだ非友好的であつた。彼等は産業資本の安定性を信用しなかつたのでこれに融資しようと

せず、獨占的商人資本に對する融資に重點をおいた。だが、産業革命の進行とともに勃興してきた産業資本の力は新らしい金融業の芽ばえを助長したであろう。このあらわれは紙幣を濫發する個人銀行業者〈Private banker〉を打倒し、またイングランド銀行を特權的地位からひきづりおろすためにもくろまれた株式銀行〈Joint-stock bank〉設立促進運動であつた。この運動はまづ、一八二六年の銀行條令〈Bank Act〉に結實し、一八三三年のハート・ピール法によつて一應の完成をみたものである。¹⁰⁾このようにして、産業資本と結合するところのいわゆる「近代的」を銀行資本は一九世紀初頭以來成長していたのであるが、一八三〇年下院における銀行家議員の二様の態度はこの事情を反影するものと考へてはいけなものであるうか。

わたくしはここで以上の分析を整理することによつて、極めて推測的・獨斷的であるかもしれぬか、一八三〇年の下院議員の階級構成について一應のみとおしをたてたいとおもう。これがゆるされるならば、三〇年下院の構成はおよそつぎのようになるとおもう。すなわち、反對側には保守的地主階級—トリー派と舊型の獨占商人および舊型の金融業者かたち、賛成の側には産業資本家とこれと共通の地盤にたつ新型の商人・金融業者がたつ。そして、その中間に情勢の進行によつて左右される妥協的な進歩的地主階級—ホイグ派と一部の舊型商人・銀行業者があつたと。一八三〇年の下院はこの妥協派の増加によつて賛否兩陣營の力が均衡點に達し、一八三一年の改革派多數の下院へと移行するところの、いわば移行期の議會であつた。

⑩ 「地主階級」のなかに含まれるものは、資料中地主たることのみならず、地主の指名による當選者で職業判明せぬもの、および職業不明で地主の近親者か息子、

兄弟、叔父、オイ、従兄弟をたるもの、である。職業の判明しているものはこの中に含まれず、それぞれ、各該當欄にいれられてある。これは各職業の分析の際、あき

らたてられる。「軍人」・「官吏」・「辯護士」は資料不足の記述されてあるもの。「東インド關係」は資料に East India Proprietor, East India director, East India Agent, 等々記されたもの。「西インド關係」は West India Proprietor, West India Merchant, 等と記されてあるもの。「商業」は「一般の Merchant」となるもの、と具體的にかかれてあるものがある。「製造業」・「銀行業」も「商業」と同じ要領である。なお、同一人で職業の重複してゐるばあは主要とせられるもの一つをえらび重複をさせた。但し、附表V以下はその限りでない。

⑩ 「資料」

三

最後に蛇足を加えることをゆるされるならば、本稿はカーペンターの資料のみによつてゐるという點で、またなしうるならばもつと多くの細部の點をたしかめる必要があるという點で、一つの試論にすぎない。さらに、改革をめぐる態度によつて各階級内の動きをみるばあい、たとえば商人・銀行家を二つの型にわけたときに、これに全體的な考察をつけ加えてあたかも兩者が一致するかのやうに即断してしまつたと感ぜられるかもしれない。しかしながら、これを結論づけるためにはなお多くの資料による證明が必要であることはいふまでもなく、じつははじめにもふれたかとおもうが、この仕事こそ主體なのであつて、本稿はこのための準備であつた。したがつて、社會經濟的背景に関する記述はいわば試論の試論たるものにすぎない。このことをおことわりして筆をおく。

一九五四年一〇月三十一日

- ⑪ Dictionary of National Biography, Vol. x, p. 265-8.
 マルクス、東インド會社、その歴史と活動の成果（マル・エン選集第八卷上、一九八頁）
 ⑫ マルクス、前掲書、一九九頁。
 ⑬ マルクス、前掲書、一九九頁。
 ⑭ I. F. Horfall, The West India Trade <in "The Trade Winds" ed. by C. N. Parkinson> p. 161.
 ⑮ I. F. Horfall, *ibid.* p. 198.
 ⑯ たとえば、M. M. Postan, Recent Trends in The Accumulation of Capital, <in Ec. H. R. Vol. VI, No. 1, Oct. 1935> をよむ。

附表Ⅰ 議員の職業別構成

	England			Wales			Scotland			Ireland			總計		
	反	贊	計	反	贊	計	反	贊	計	反	贊	計	反	贊	計
地主關係	80	56	136	3	6	9	2	4	6	17	15	32	102	81	183
軍人	46	20	66	1	2	3	9	2	11	10	10	20	66	34	100
官吏	12	15	27	1	0	1	3	1	4	4	5	9	20	21	41
辯護士	7	23	30	1	0	1	1	2	3	3	3	6	12	28	40
東インド關係	22	8	30	0	0	0	3	0	3	0	0	0	25	8	33
西インド關係	12	5	17	0	0	0	1	1	2	0	0	0	13	6	19
商業	2	10	12	0	0	0	1	0	1	0	1	1	3	11	14
銀行業	5	11	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	11	16
製造業	2	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	10
不明	43	69	112	4	4	8	6	3	9	8	19	22	56	95	151
所屬も不明													0	1	1
總計	231	225	456	10	12	22	26	13	39	37	53	90	304	304	608

一八三〇年イギリス下院の階級構成

附表Ⅲ 官吏の當選事情

當選の地盤	反	贊	計
地主關係	8	13	21
大藏省の指名	2	0	2
財力	2	2	4
政黨關係	0	1	1
計	12	16	28

〔備考〕事情不明者13を除く

附表Ⅳ 軍人の當選事情

當選の地盤	反	贊	計
地主關係	43	16	59
反動團體の推薦	1	0	1
Corporationの推薦	1	0	1
海軍省の指名	1	1	2
財力	3	2	5
政黨關係	1	1	2
民主勢力の推薦	0	2	2
計	50	22	72

〔備考〕事情不明者28を除く

第七十五卷 二七〇 第四號 七〇

附表Ⅳ 辯護士の當選事情

當選の地盤	反	賛	計
地主關係	3	7	10
財力	3	8	11
民主勢力の推薦	0	3	3
計	6	18	24

〔備考〕事情不明者16を除く

附表Ⅴ 製造業者議員一覧表

議員名	態度	職業
Whitbread, W. H.	賛	醸造業, 改革家
Ramsbotton, J.	賛	醸造業
Russell, W.	賛	大炭坑主, 地主, 改革家
Houldsworth, A. H.	反	製紙業, 銀行家 Gvornor of Dartmouth castle.
Guest, J. J.	賛	鐵工業, 銀行家
Marshall, W.	賛	製造業
Houldsworth, T.	反	紡績業
Evans, W.	賛	Derby の製造業者, 銀行家
Calvert, C.	賛	醸造業
Hunt, H.	賛	靱墨製造業, 有名な改革家

附表Ⅵ 東インド關係議員
一覧表

議員名	態度	職業
Jenkins,	反	E. I. P. 重役候補
Martin,	賛	E. I. P. 銀行家
Gordon, J.	反	E. I. P. W. I. P.
Warrender, G.	反	E. I. P.
Dick, Q.	反	E. I. P.
Reid, Q. R.	反	E. I. P. 西インド商人, 銀行重役, もつともなどん慾の獨占家
Roberts, A. W.	賛	E. I. P. 銀行家
Capel, J.	反	E. I. P. 株式仲買人
Mocalm, N.	反	E. I. P. W. I. P. 商人
Ward, W.	反	E. I. P. 銀行重役, 商人, 下院の會社問題委員長反 tory.
Kerrison, E.	反	E. I. P. 陸軍大將 Borough recorder.
Cocks, J.	反	E. I. P. 銀行家
Smith, J. A.	反	E. I. P. 銀行家地主
Smith, J.	反	E. I. P. 銀行家
Irving.	反	E. I. P.
Staunton.	賛	E. I. P.
Forbes, C.	反	E. I. P.
Forbes, J. C.	反	E. I. P.

Beaumont, T. W.	賛	E. I. P.
Horris, G.	反	東印度會社株主 陸軍大尉
Majoribanks, S.	賛	E. I. P. 大船舶 所有者
Ioch, J.	賛	東インド會社重 役
Alexandor, J.	反	東インド會社代 理人
Alexander, J. D.	反	同上
Machillop, J.	反	東インド會社代 理人
Stuart.	反	東インド會社重 役
Astell, W.	反	東インド會社重 役
Lushington, J. C.	反	東インド會社重 役、インド派遣 軍の大佐
Robinson, G. R.	賛	E. I. P. 商人
Russell, C.	賛	E. I. P.
Balfour, J.	反	東インド會社社 員
Baillie, J.	反	東インド會社重 役、軍人
Pringle, A.	反	E. I. P.

[備考] 表中、職業欄に E. I. P. とあるのは East India Proprietor の略。W. I. P. とあるのは West India Proprietor 略。以下の表においてもこれと同断。

附表Ⅶ 西インド關係
議員一覽表

議員名	態度	職業
Ross, C.	反	W. I. P.
Gordon, J. A.	反	W. I. P.
Miles, P. J.	反	W. I. P. 銀行家
Gordon, J.	反	W. I. P. E. I. P.
Baillie, J. E.	賛	W. I. P.
East, E. H.	反	W. I. P.
Rose, G. H.	反	西インドの奴隷 所有者反
Dottin, A. R.	反	W. I. P.
Reid, J. R.	反	W. I. P. E. I. P. 銀行頭取、商人
Bernal, R.	賛	W. I. P.
Marryat, J.	反	W. I. P.
Malcolm,	反	W. I. P. E. I. P.
Archdeikne, A.	賛	西インドの大土 地所有者
Irving, J.	反	W. I. P. E. I. P. 商人
Baillie, H. D.	賛	W. I. P.
Gordon, R.	賛	W. I. P.
Taylor, G. S.	反	W. I. P.
Grant, A.	反	W. I. P.
Dickenson, W.	反	W. I. P.
Douglas, W. R. K.	反	W. I. P. 官吏
Stewart, Sir. M. S.	賛	W. I. P.

附表Ⅷ 商人議員一覧表

議員名	態度	職業
Morrison, J.	賛	小間物商, 卸商, 綿商, 大獨占家
Warburton,	賛	商人
Scott, sir, S.	反	穀物仲買人, 地主
Mildmay, P. J.	賛	商人
Gladstone, T.	賛	商人
Thompson, W.	賛	商人, イングランド銀行重役, ロンドン市助役 Tory.
Waitham.	賛	小間物商
Wood.	賛	ロンドン市の商人, ロンドン市助役
Wall, C. B.	反	商人
Pearse, J.	反	洋服業
Weyland, J.	賛	商人
Schonswar, G.	賛	商人
Strutt, E.	賛	商人
Lester, B. L.	賛	商人
Monteith, H.	反	商人
Callagan, D.	賛	Gork の商人

附表Ⅸ 銀行家議員一覧表

議員名	態度	職業
Rickford, W.	賛	銀行家
Miles, P. J.	反	銀行家, W. I. P.
Williams, R.	反	銀行家

〔追記〕 附表Ⅴ-Ⅷには詳細な當選事情を示す欄をつける豫定であったが紙面の都合で割愛せざるをえなかつた。

Houldsworth, A. H.	反	銀行家, 製紙業 Governor of Dartmouth Castle.
Guest, I. I.	賛	銀行家, 鐵工業
Davis, R. H.	反	銀行家
Cripps, J. A.	賛	circncester の銀行家
Martin, J.	賛	銀行家, E. I. P.
Jolliffe, G. E.	反	Firm of jolliffe and Banks の經營者でこのバラの所有者, または梁橋建築業も營む
Reid, J. R.	反	銀行重役, E. I. P. W. I. P. 商人
Rocarts, A. W.	賛	銀行家, E. I. P.
Evaus, W.	賛	銀行家, Dercy の製造業者
Thompson, W.	賛	イングランド銀行重役, 商人, ロンドン市助役 Tory
Ward, W.	反	銀行頭取, 商人 E. I. P. Tory
Gurney, R. H.	賛	Norwich の銀行家
Ridley, M. W.	賛	Aylesceuy の銀行家
Robinson, G.	賛	Northampton の大銀行家
Hancley, W. F.	賛	Newark の銀行家
Cocks, J.	反	銀行家, E. I. P.
Smith, J. A.	反	銀行家, E. I. P. 地主
Smith, G.	反	銀行家, E. I. P.
Tomes, J.	賛	Worwick の銀行家
Lefevre, G. S.	賛	銀行家, Whig.
Robarts, W. A.	反	Bewbley の銀行家, 地主
Attwoob, M.	反	銀行家, この町の Political Union の議長, パーミンガムの銀行家で有名な改革者 T. Attwood の弟
Dennison, J. W.	賛	銀行家, 改革者
Bainbridge, E. T.	賛	銀行家